

# 大分市大友氏遺跡多目的広場使用上の注意

大分県サッカー協会社会人委員会  
大分市サッカー協会社会人委員会

本施設は、国指定史跡の本格整備までの間、史跡の上を有効利用するために造成されたグラウンドです。他のグラウンドと違い使用に関して十分に注意する必要が有ります。

また、文化財保護法により、下記が守られない場合は処罰されることが有ります。

1. 掘削及び盛土の表面から 50cm 以上の支柱杭等の打ち込み。
2. 自動車等（原動機付自転車を含む）の乗り入れ。
3. 周辺住民に迷惑となる音。
4. 火気及び危険物を使用すること。
5. 公衆衛生に影響を及ぼす行為。
6. 史跡の保護に影響を及ぼす恐れのある行為。

上記の様な国指定史跡の観点により、自主規定を下記の通りとし、これらが守られないチームは大会参加に相応しくないため、登録抹消等の処分を課します。

1. 広場内への車の乗り入れは基本的に不許可ですが、便宜上未整地部へ駐車することとし、周辺道路には駐車しないこと。ただし、各自の責任にて乗り入れること。
2. チームのベンチは未整地部に設営すること。
3. コーナーフラッグ等は設置しないこと。
4. 広場内は禁煙とする。
5. ごみは必ず持ち帰ること。
6. 試合終了後は整地を行い、ゴールは線路側（北側）未整地部へ移動すること。

# 大分市大友氏遺跡多目的広場 周辺進入路

